

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（OECD調査・教員の長時間労働特集号） 2025年10月14日 NO.755

OECD調査 日本の教員の仕事時間が、主要国の中で最長 事務業務や課外活動が影響

OECD（経済協力開発機構）の調査によると、主要国の中で、日本の教員の仕事時間が最も長いことが明らかになりました。最近の働き方改革で、仕事時間はより短くはなっていますが、それでも最長です。

1 週間の仕事時間は、平均より長い。

小学校は52.1時間（平均より11.7時間多い）

中学校は55.1時間（平均より14.1時間多い）

仕事の種類は、授業時間は平均より短いのに、その他の時間は長い。

授業時間17.8時間（平均22.7時間）

授業準備8.2時間（平均7.4時間）

課外活動5.6時間（平均1.7時間）

事務業務5.2時間（平均3.0時間）

文部科学省は、2019年に時間外勤務の上限を示した指針（時間外勤務の上限を「月45時間、年360時間」）をつくり、小学校の「35人学級」を広げ、中学校の部活動を地域に移行させています。事務業務や課外活動の時間が多くなっています。日本の仕事時間は、依然として世界最長ですが、大幅に改善はしてはいます。

教員不足の実感も広がっています。文部科学省の調査（2021年）によると、教員が2558人不足。病気休職も多く、精神疾患で休職した教員（2023年）は、過去最高の7119人にもものぼるという。

本年6月には、給特法が改正され、教職調整額の段階的増額を行い、中学校の「35人学級」や時間外勤務を「月平均約30時間」に減らすことも目標とされました。9月には、学校や教員が担う業務を見直している。「学校以外が担うべき業務」「教員以外が積極的に参画すべき業務」「教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに整理・見直す。

都議会で教育費の負担軽減について議論が 学用品の負担軽減を 共同利用や備え付けを

【都議の質問】

区市町村の中には、教材費や修学旅行費、制服代などの負担軽減策を実施しているところもある。負担軽減の方法について、教材費や学用品などの購入に際しては、個人個人が教材をそろえるのではなく、学校において備え付けるなどの方法を含めて、都として検討すべき。都として、国内外の先進事例を調査し、教材費や学用品などの負担軽減策を検討し、展開していくべき。

【教育長の答弁】

都立高校での教材の取扱い等について、学校が用意し、生徒による共同の利用や複数の学年にわたり活用できる工夫を進める視点は重要。これまで都立高校では、学習用の教材として、辞書や資料集のほか、楽器などを備え付ける場合があり、生徒の円滑な学習につながっている。海外において、教材に関し、貸与や学校での備え付け方法を導入している事例もある。外国などを含め、様々な取組について実情の把握を進め、よい事例については都立高校での教育に役立てる。

文部科学省 補助教材や学用品の保護者等の負担軽減について通知する 工夫事例の紹介

文部科学省は、6月に「保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が工夫している事例」を整理しました。「保護者等負担で購入していた教材の学校備品化」ほか4件を紹介しています。以下に事例1を紹介します。

事例1：保護者等負担で購入していた教材の学校備品化

取組内容：これまで保護者等負担で毎年購入していた教材（例：算数セット、彫刻刀、裁縫セット等）を学校備品として整備

実施方法：教育委員会が学校へのヒアリングを行い、保護者等負担で購入している教材のうち、学校備品化（共有化）できる教材を精査（※1）し、これらを学校備品として整備（※2）

※1：備品化の可否や使用頻度を勘案。この他、精査のために保護者等へのアンケートを実施した事例や、備品化する教材を各学校の裁量に任せている事例も。

※2：財源としてふるさと納税を活用している事例や、教育委員会が整備する物品に加えて卒業生や地域から寄付された物品を活用している事例。

効果・反応：保護者等から「購入する手間や費用が不要となり助かっている」「学校の備品としてあることが当たり前と感じるようになった」と好意的な反応。

高市自民党総裁の発言 「ワーク・ライフ・バランス（WLB）という言葉は捨てる」個人の決意表明にとどまらない問題発言？

高市さんは、自民党総裁に選出されたあと、「もう全員で働いていただきます。馬車馬のように働いていただきます。私自身も『ワーク・ライフ・バランス（WLB）』という言葉は捨てます。働いて、働いて、働いて、働いて、働いてまいります」と発言しました。自民党総裁に選出され、そしてもしかしたら首相に選出されるかも知れない立場の人の発言としては問題です。個人の決意を述べただけかも知れませんが、日本の国をしょって立つ首相としては問題発言です。

「ワーク・ライフ・バランス」つまり「仕事と生活の調和」は、長時間労働に対置される言葉です。育児・介護など仕事と生活の調和を懸命に図ろうとする労働者や企業に対して、無配慮な言葉です。首相は行政の長、国家公務員のみならず、地方公務員や民間労働者にも影響を与えます。日本労働弁護団は、「ワークライフバランスの必要性及び重要性を前提とした政治を求める談話」を発表しました。